

平成30年度
姫路市放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)整備事業者募集要項

平成30年10月

姫路市 健康福祉局 こども政策課

1 募集の趣旨

姫路市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し計画）に基づき、公設公営による放課後児童健全育成事業の提供量の確保が困難な地域において、「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する設備及び運営に関する基準を満たす放課後児童健全育成事業を行う施設を整備（創設又は改修等）する事業者の募集を行う。

2 募集の内容

- (1) 施設種別 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う施設
- (2) 整備対象地域 ①安室東小学校区・安室小学校区
及び施設数 ②津田小学校区・英賀保小学校区
③別所小学校区
①～③の地域において各1施設
※小学校区は姫路市立学校校区規則の定めるところによる。
- (3) 施設規模 1施設の定員はおおむね40人

3 応募者の資格

- (1) 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人の法人格を有すること
- (2) 上記(1)以外の法人で、平成30年4月1日時点において現に放課後児童健全育成事業を行う施設を運営していること。

4 施設整備補助金等について

応募者が「3 応募者の資格(1)」の社会福祉法人等であり、当該事業が平成30年度における本市の整備助成事業として確定した場合には、補助金を交付する予定

施設整備に係る姫路市の補助金は、次の内容で見込むこと。

(1) 補助見込額

区分	種目	補助見込額（A）	積算内容
創設	本体工事	19,921千円	工事費又は工事請負費及び工事事務費 ※詳細については4(2)－①参照
改修等	設置促進事業	9,450千円 (開所経費を含まない 場合、9,000千円)	既設施設の改修、設備の整備・修繕及び開所準備 に必要な経費 ※詳細については4(2)－②参照

※ 補助については、当該施設の整備補助金を含む本市の平成31年度予算が成立した場合に行う。
また、上記の補助見込み額は、30年度の補助単価に基づくものであり、31年度の補助単価は未定であるため補助見込額を保障するものではない。

※ 補助対象経費3/4が補助見込額（A）に満たない場合には、補助対象経費の3/4が補助金額となる。なお、国要綱等の改正に伴い、負担割合が変更となる場合がある。

※ 補助が決定した場合においては、国補助金の内示後に、事業着手（建築確認申請、入札の公告等）を行う。事業着手や入札の手続きの詳細は、採択後に、事業者に対して個別に説明を行うので、その際は、市の指導に従い手続きを進めること。

(2) 補助対象事業費

当該事業が本市の整備助成事業として確定した場合、補助対象となる事業費は次のとおり。

① 創設

ア 工事費又は工事請負費

イ 工事事務費

※ 工事事務費とは、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等とし、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%を限度とする。

② 改修等

放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、民家・アパートなどの既設施設の改修、設備の整備・修繕及び開所準備に必要な経費

※ 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる経費に限る。

※ 開所準備に必要な経費には、開所前月分の賃借料及び礼金を含む。

その他の注意事項

※ 土地取得費及び整地に関する費用や備品等は補助対象事業費に含まない。

※ 補助金を利用する場合は、整備事業全般について、市の指示に誠実かつ迅速に従うこと。

※ 補助金を利用した場合、法律により約 50 年間は事業開始後の建物の用途変更や形状変更等が制限されることを承知しておくこと。

※ 施設の設備基準等について、事業開始までの間に関係法令等が改正された場合は、必要に応じて計画変更が行えること。

※ 以上に掲げる条件に適合しない計画は、受け付けないので注意すること。

5 応募の手続き

(1) 応募書類（案）の事前提出

準備資料の漏れ等を確認するため、提出書類の予備審査を行う。

① 提出日 平成 30 年 12 月 18 日(火)から 12 月 20 日(木)

(9時から正午及び13時から16時まで受付)

② 提出先 姫路市役所健康福祉局こども育成部こども政策課

(姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎 9階)

③ 提出方法等

・提出部数は1部。ただし、現在協議中の事項にかかる書類などやむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとする。

・上記提出先まで、持参すること。

・提出に当たっては、来庁の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。

④ 編冊方法等

- ・提出書類には、全体の目次を付けること。
- ・提出書類右肩に「別紙1」等のインデックスを付け、パンチで穴あけ、紙ファイル等で綴じること。(製本の必要はない。)
- ・提出書類を綴じる順番は、一覧表の順とすること。
- ・書類番号は変更しないこと。該当書類がない場合は欠番とすること。なお、書類が多くなる場合は「別紙2-2」、「別紙2-3」のように付番することは可。
- ・書類はA4サイズを基本とし、A3となる場合は折り畳むこと。
- ・提出書類は、種類毎に可能な限り両面コピーとすること。
- ・提出書類はファイルを含め返却しない。
- ・ファイル等の表紙及び背表紙に「平成30年度姫路市放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)整備事業者募集にかかる応募書類 ○○法人(←法人名)」と記載すること。

(2) 応募書類の本提出

① 受付日 平成31年1月9日(水)から1月11日(金)

(9時から正午及び13時から16時まで受付)

※ 受付日以降は一切受付しない。なお、書類の差し換えについても受付日以外は受け取れないので、十分に内容精査の上、提出すること。

※ 提出に当たって、来庁の時刻を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。

② 提出部数 15部 (1部は原本(登記事項証明書等は原本、契約書等は原本証明)とし、残りは写しでもよい。)

(例)

この写しは原本と相違ありません。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

③ 編冊方法等

応募書類(案)の事前提出に同じ(前記(1)―④参照)。一部ずつ綴じること。

6 選考審査

(1) 選考方法

提出書類の受理後、書類審査、面接審査、現地確認、プレゼンテーション審査等を行い、採択する事業者を決定する。

(2) 1次審査

① 書類審査・面接審査

提案内容等による書類審査と代表者(理事長)及び施設長予定者等のヒアリングによる面接

審査を実施する。面接審査の日時等詳細については、応募書類の受付期間終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者（理事長）及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者（理事長）及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 現地確認

1次審査時に整備予定地の現地確認を行う。申出者の立会のもと実施するので、土地所有者に事前に承諾を得ておくこと。現地では、敷地の形状や建物の建設予定位置等の概略について、5分程度で説明すること。

(3) 2次審査

1次審査による選考を通過した事業者に対し、2次審査を実施する。

① プレゼンテーション審査

事業計画についてプレゼンテーションを行った後、審査委員から質問を行う。プレゼンテーションの日時等詳細については、1次審査終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者（理事長）及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者（理事長）及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 資料の持ち込みについて

プレゼンテーションにおいては、フリップ、レジュメやパワーポイント等の資料の持ち込みも可能とするが、内容が提出した計画書と矛盾がないか等を事前確認するため、ヒアリング前の市が指定する日までに、事前提出（パワーポイントの場合はデータで）すること。

(4) 留意事項

① 応募者があっても姫路市が求める水準を満たさない又は合致しない場合は整備事業者を選定しない場合がある。

② 応募の無効、選定の取消

以下の場合には応募の無効、選定の取消とするので注意すること。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合

イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合

ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合

エ 審査に関する不正行為があった場合

オ 選考後、計画内容について姫路市の許可なく変更を行った場合

カ 本選考に関わる選考委員に接触があった場合

(5) 選考結果の通知

選考結果については、全応募者に通知する。

7 スケジュール（一部再掲）

- (1) 募集要項の配布 ……………平成 30 年 10 月 3 日(水)
- (2) 質問の受付 ……………平成 30 年 11 月 30 日(金)まで
※質問は「質問書」の様式により、電子メール・ファクスで行うこと。
- (3) 質問の回答 ……………平成 30 年 12 月 7 日(金)
- (4) 応募書類（案）の事前受付……………平成 30 年 12 月 18 日(火)～20 日(木)
- (5) 応募書類の受付……………平成 31 年 1 月 9 日(水)～11 日(金)
- (6) 1 次審査（書類審査・現地確認）……………平成 31 年 2 月上旬予定
- (7) 2 次審査（プレゼンテーション審査）……………平成 31 年 2 月下旬予定
- (8) 事業予定者決定……………平成 31 年 3 月上旬予定
- (9) 設計監理・補助金申請・入札・契約・工事着工等……………平成 31 年 4 月～
- (10) 児童福祉法第 3 4 条の 8 に基づく届出……………平成 32 年 3 月中までに
- (11) 施設の開設時期……………平成 32 年 4 月 1 日までに

8 提出書類

別紙 1 「提出書類一覧表」のとおり。

9 応募に当たっての留意点

- (1) 建設用地
 - ① 整備地域は、ア安室東小学校区・安室小学校区、イ津田小学校区・英賀保小学校区、ウ別所小学校区とする。
 - ② 放課後児童クラブの用地（屋外遊戯場を含む）について、法人が取得する場合は土地所有者の譲渡確約書、売買予約書、所有権移転登記確約書等の取得見込みが分かる書類を提出すること。また、土地の取得価格については、路線価等を参考に適正な価格であること。法人の所有でない場合は、賃貸借契約書等の書類を提出すること。
 - ③ 放課後児童クラブの設置及び運営が円滑に進むよう、近隣住民に対して説明を行うこと。
 - ④ 都市計画法に基づく開発許可を要する土地、農地法に基づく農地転用を要する土地及び公有水路等の占用を要する土地については、許可が得られる土地であること。また、都市計画施設（道路・公園等）の区域に該当していないこと。
 - ⑤ 兵庫県が指定する土砂災害等危険区域に指定されていないこと。
 - ⑥ 送迎用の駐車場スペースを確保すること（賃借可）。
 - ⑦ 埋蔵文化財包蔵地等に指定されており、文化財発掘調査が必要な区域である場合、工期への影響を踏まえて計画すること。
- (2) 建設に係る要件（施工業者選定方法・法令遵守等）
 - ① 建物を新築する場合は、原則として法人の基本財産とすること。
 - ② 建物及び設備について、建築基準法、消防法、建築に関する各種法令・通知及び、「姫路市児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 10 月 3 日条例第 47 号）

等の法令・通知を遵守すること。

(3) 運営に関する要件

- ① 選定された事業者は、事業の運営費として、平成 31 年度から姫路市放課後児童健全育成事業補助金を受給することができる。なお、事業の運営は、必ず 10 年間以上継続すること。
- ② 放課後児童クラブの運営について、「姫路市児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 26 年 10 月 3 日条例第 47 号)等の法令・通知を遵守すること。なお、開所時間については、終了時間を 19 時 30 分とすることが望ましい。
- ③ 特別な支援が必要な子どもの支援のため、支援員を加配する等の対応を行うこと。
- ④ 体調不良、アレルギー、特別な支援が必要な児童等、個々の児童の状況に応じて、適切に対応すること。

(4) 資金の確保

施設の建設及び運営のために、自己資金等により次の資金を確保すること。

- ① 建設資金
建設費用が高騰する可能性があるため、余裕を持って準備すること。
- ② 運転資金
施設の年間事業費の 12 分の 1 以上の金額を最低限確保すること。
- ③ 施設開設に至るまでの法人運営及び施設運営に要する経費
開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(5) 近隣への説明

放課後児童クラブの新設にあたり、施設建設予定地の近隣住民や地元自治会等の理解と協力が得られるようにしておく必要がある。事前に地元自治会等への説明を行うこと。また、説明を行った際の記録について整理し提出すること。なお、地元自治会の同意書があれば市へ提出すること。

(6) 応募後の変更等(計画変更・辞退等)

- ① 事業者都合による提出書類の内容変更・追加は、公平性の観点から原則として認めない。
- ② 事業者決定から施設開設までの間に法人の実質的な運営主体が変更した場合は、原則として決定を取り消すこととする。

(7) その他の留意点

- ① 応募にかかる一切の経費は、選定結果にかかわらず応募法人の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
- ② 提出書類は、事業者選定及び事業者指定の目的に限り使用し、法令上の根拠なく他の目的に使用しない。

10 問い合わせ先

姫路市 健康福祉局 こども政策課 放課後児童クラブ推進室（担当：花畑、関屋）

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地

電話：(079)221-2789 ファクス：(079)221-2914

e-mail: kodomoseisaku@city.himeji.lg.jp